

## 優生保護法訴訟大阪高裁判決に対する声明

本日2月22日、大阪高等裁判所第5民事部は、国に対し、優生保護法に基づく優生手術の被害者である控訴人らに慰謝料等計2750万円及びそれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決を言い渡した。

これまでの各地裁判決は、優生手術の被害者らが差別・偏見に苦しみ、その差別・偏見が優生保護法によって助長され、固定化されたものであること、優生手術の被害者らがその差別・偏見等により長年声を挙げられなかった、といった諸事情を軽視し、画一的に除斥期間を適用し、国の賠償責任を認めなかった。

大阪高裁は、優生手術の被害者の声に真摯に向き合い、非人道的かつ重大な人権侵害に対し、除斥期間の適用を制限するという判断をただけでなく、配偶者に対する人権侵害も認めたものであり、高く評価する。

当弁護団は、声をあげられない被害者を含む全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想および障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動をすることを表明する。

国は今回の判決を重く受け止めて被害者らの被害に真摯に向き合い、上告することなく、直ちに一時金支給法の改正等の対応を取るべきである。

2022年 2月22日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦